



平成 23 年 4 月 22 日

各 位

| | |
|-----------|---|
| 会 社 名 | 株 式 会 社 エ ー ア イ テ イ ー |
| 代 表 者 名 | 代 表 取 締 役 社 長 矢 倉 英 一 (コード番号：9381 東証第二部) |
| 本 社 所 在 地 | 大 阪 市 中 央 区 伏 見 町 四 丁 目 4 番 1 号 |
| 問 合 せ 先 | 常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 波 床 知 喜 |
| 電 話 番 号 | (06) 6205-2612 (代表) |

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成23年4月22日開催の臨時取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、下線は改定部分を示しております。

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第 362 条第 4 項第 6 号、及び会社法施行規則第 100 条第 1 項第 4 号)

- (1) 「コンプライアンス規程」を定め、全役職員に法令・定款及び社内規定の遵守を周知徹底させるとともに、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の維持・向上を推進する。
- (2) 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、取締役、使用人による職務の執行が法令・定款及び社内規程に違反することなく適切に行われているかをチェックし、不正の防止・発見及びその改善を行う。また、監査の結果を速やかに代表取締役社長に報告するとともに、監査役との意見交換により、内部統制における監視機能としての役割を果たす。
- (3) 監査役は、取締役会において各取締役からの職務の執行状況について報告を受けるとともに、会社の決議事項のプロセス・内容が法令・定款に基づき適合しているかを確認する。また、定期的な監査の実施によって、取締役の業務執行の妥当性・適法性をチェックし、必要に応じて改善・助言または勧告する。
- (4) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては毅然とした対応を取る。
- (5) 財務報告を法令等に従って適正に行うことの重要性を認識し、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制を適切に整備・運用する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 1 号)

取締役の職務執行に係る重要な情報については、法令並びに「文書管理規程」に基づき適切に保存・管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 2 号)

リスク管理に係る規程を制定し、各部門の担当業務に付随するリスクについては、当該部門にて個別規程、ガイドライン、マニュアルの整備、研修の実施などを行うものとし、内部監査室が定期的に監査を実施する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第1項第3号)
取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。
5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(会社法施行規則第100条第1項第5号)
 - (1) 関係会社の管理については、「関係会社管理規程」に基づき、営業本部の最高責任者が統括する。
 - (2) 営業本部の最高責任者は、定期的に子会社の幹部会に出席し、子会社の経営状況の把握と問題点の協議を行い、子会社に損失の発生のある場合には、その損失の内容、程度及び当社に与える影響等について、当社の取締役会に報告する。
 - (3) 営業本部の最高責任者は、監査役及び内部監査室との連携を密にし、子会社の管理体制を監査するとともに、その監査結果を当社の取締役会に報告する。
 - (4) 監査役が、グループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を適正に行えるよう監査法人及び内部監査室との十分な情報交換が行える体制を構築する。
 - (5) グループ内の会社間取引については、法令、定款、企業会計基準、税法その他の社会規範に照らし適切なものとする。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第1号)
監査役がその職務を補助すべき使用人の配置を求めた場合は、取締役と監査役の意見交換の上、監査役補助者を決定する。
7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第2号)
監査役補助者は、業務執行上の何れの指揮命令系統にも属さず、監査役より必要な命令を受けて業務を行うものとし、その人事異動、評価等については、監査役全員の協議の上決定するものとし、取締役からの独立性が確保できる体制とする。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
(会社法施行規則第100条第3項第3号)
 - (1) 取締役及び使用人は監査役の要請に応じて報告、情報の提供を行い、関係書類の閲覧に応じる。
 - (2) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実や法令等に違反する事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。
 - (3) 取締役は経営上の重要事項を、適時、監査役に報告する。
 - (4) 監査役は、取締役会、部長会議等、重要な会議に出席する。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第3項第4号)
監査役は重要な会議に出席し助言と提言を行うほか、重要書類の閲覧を行い業務執行状況及び内部統制状況の監査を行う。また、取締役との意思疎通に努め、特に代表取締役社長とは、定期的な意見交換を行うとともに、監査法人との定期的な情報交換と内部監査室との連携を図り、監査の実効性向上と監査精度の向上に努める。

以上